

令和6年度 集団指導

〔福祉用具〕

本市における福祉用具関連事業 の取扱いについて

日向市 健康長寿部

高齢者あんしん課 地域包括ケア推進係

本市における福祉用具関連事業

本市においては、介護保険による福祉用具の販売・貸与のほかに、市独自の福祉用具の販売・貸与の費用の助成事業を利用できます。

令和6年4月1日より「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制」が導入されたことによる市独自事業の助成対象用具の調整、加えて、市独自事業の申請手続きの不備の例等について以下の項目に分けてお示しします。

- 1 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入(P3～P10)
- 2 福祉用具販売における市の独自事業(日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業)の調整(P11～P12)
- 3 市独自事業の福祉用具貸与・販売事業の申請の不備による却下事例(P13)
- 4 その他(P14～P17)

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

ア 選択制の対象とする福祉用具の種目・種類

○ スロープ

・ 厚生省告示第93号(以下「貸与告示」という。)第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

○ 歩行器

・ 貸与告示第9項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる 固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

○ 歩行補助つえ

・ カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

イ 判断体制・プロセス

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報(※)提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

※選択に当たっての必要な情報

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数(出典:介護保険総合データベース)
 - 固定用スロープ:13.2ヶ月
 - 歩行器 :11.0ヶ月
 - 単点杖 :14.6ヶ月
 - 多点杖 :14.3ヶ月

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

ウ 貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

<貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

<販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

エ 販売を選択した場合の本市での提出書類

- ・事前審査依頼書兼福祉用具購入費支給申請書
- ・受領委任払用委任状(受領委任払により給付を受ける場合)
- ・全額自己負担承諾書(入院・入所中、介護保険認定申請中の場合)
- ・福祉用具販売計画書
- ・選択に当たっての必要な情報の提供及び提案した内容の記録

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

介護保険最新情報 福祉用具関連 Q&Aまとめ

Q	A	掲載元
<p>特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。</p>	<p>居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。</p>	<p>介護保険最新情報Vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)</p>
<p>厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。</p>	<p>貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。</p>	
<p>施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。</p>	<p>施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。</p>	

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

介護保険最新情報 福祉用具関連 Q&Aまとめ

Q	A	掲載元
福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものが考えられるか。	<p>利用者の選択に当たって必要な情報としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見 ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）等が考えられる。 <p>※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定用スロープ：13.2ヶ月 ・ 歩行器：11.0ヶ月 ・ 単点杖：14.6ヶ月 ・ 多点杖：14.3ヶ月 	介護保険最新情報Vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)
担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。	相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。	
福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。	福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。	

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

介護保険最新情報 福祉用具関連 Q&Aまとめ

Q	A	掲載元
<p>選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。</p>	<p>販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。</p>	<p>介護保険最新情報 Vol.1225 令和6年度 介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1) (令和6年 3月15日)</p>
<p>スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。</p>	<p>取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。</p>	
<p>福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。</p>	<p>福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。</p>	
<p>選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。</p>	<p>追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。</p>	
<p>福祉用具貸与については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）作成後、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならないこととなっており、選択制の対象福祉用具の貸与を行った場合、福祉用具専門相談員が少なくとも6月以内にモニタリングを行い、その結果を居宅サービス計画等を作成した指定居宅支援事業者等に報告することとされているが、居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載については福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行う必要があるのか。</p>	<p>必ずしも6月以内に行う必要はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった後、速やかに居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載を行うこと。</p>	

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

介護保険最新情報 福祉用具関連 Q&Aまとめ

Q	A	掲載元
<p>福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。</p>	<p>福祉用具貸与計画における次回のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況や ADL に著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。</p>	<p>介護保険 最新情報 Vol.1261 令和6年度 介護報酬改定に関する Q & A (Vol.5) (令和6年 4月30日)</p>
<p>福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期は、どのように検討すればよいのか。</p>	<p>利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及び ADL の変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。</p>	
<p>選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。</p>	<p>いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。</p>	
<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。 また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。</p>	<p>選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。</p>	
<p>選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？</p>	<p>聴取の方法や様式に特段の定めはない。</p>	

一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

介護保険最新情報 福祉用具関連 Q&Aまとめ

Q	A	掲載元
<p>一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？</p>	<p>販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。</p>	<p>介護保険 最新情報 Vol.1261 令和6年度 介護報酬改定に関する Q & A (Vol.5) (令和6年 4月30日)</p>
<p>選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。</p>	<p>今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。</p>	
<p>選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。</p>	<p>利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。</p>	

福祉用具販売における市の独自事業 (日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業)の調整

ア 日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業の概要

- ・要支援認定者及び事業対象者が介護保険では購入できない福祉用具を購入する場合の費用の助成事業
- ・入浴補助用具を除き、介護保険又は日向市介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対する福祉用具貸与事業によって貸与を受けている福祉用具のみが購入対象
- ・利用限度額 対象経費10万円(同一年度内)※介護保険による福祉用具の購入額と通算しない。
- ・給付割合 7割～9割(介護保険の負担割合に応じる)
- ・対象用具 下表の通り

区分	該当	
	要支援対象者	総合事業支援対象者
手すり	○	○
スロープ	○	○
歩行器	○	
歩行補助杖	○	○
入浴補助用具		○
その他市長が特に認めたもの	○	○

福祉用具販売における市の独自事業 (日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業)の調整

イ 選択制の導入による日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業の調整

選択制の導入により、要支援認定者は選択制対象の福祉用具を介護保険で購入できることになったため、日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業要綱の一部を改正した。

改正前	改正後
(助成対象福祉用具)	(助成対象福祉用具)
第4条 助成の対象となる福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）は、次の表の区分に掲げる福祉用具であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。	第4条 助成の対象となる福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）は、次の表の区分に掲げる福祉用具であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。 <u>ただし、要支援対象者が購入する福祉用具については介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第一の2に示される種目を除くものとする。</u>
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) [略]
	(3) <u>日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業又は介護保険により過去に購入した福祉用具と同一の区分に属する福祉用具ではないこと。ただし、福祉用具の目的及び用途、支給対象者の心身の状態等を総合的に考慮し、同一区分に属する福祉用具が複数必要であると市長が判断した場合は、この限りでない。</u>

市独自事業の福祉用具貸与・販売事業の 申請の不備による却下事例

ア 事例概要

日向市居宅介護予防福祉用具購入費助成事業(以下、市購入事業)では貸与中の福祉用具と同種の福祉用具を新品で購入する場合の費用を助成するものであるが、当該事例では日向市介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対する福祉用具貸与事業(以下、市貸与事業)で貸与を受けていた福祉用具を購入しようとしたところ、市貸与事業の定める貸与期間中に納品・支払等の処理が間に合わず市購入事業の利用ができなくなった。

イ 事例を受けて改めて周知したい事項

市貸与事業では「事前審査済み決定通知日の属する月から11月後まで」を貸与の助成期間としているが、期間中に購入(納品・支払)が完了した場合のみ市購入事業が利用できるため、申請手続きに必要な期間等も含めて余裕をもって申請事務の着手をお願いします。

また、介護保険による貸与中の用具を市購入事業で購入する場合も同様に、認定期間等を考慮し申請手続きをお願いします。

その他

ア 申請窓口

令和6年度から介護保険福祉用具購入の事前審査申出及び給付申請の受付担当係が変更になりました。

要介護1～5 高齢者あんしん 課介護認定係

要支援1～2 高齢者あんしん 課地域包括ケア推進係

イ 過去に発出した通知

福祉用具の機能、同一品目の貸与等について過去に発出した通知の内容を改めてお知らせします。(次ページ以降)

その他

イ 過去に発出した通知(福祉用具の購入について)

1 標準タイプのもを給付対象とする。

ただし、利用者の日常生活の自立を助けるため特殊機能付き福祉用具の購入を希望する場合は、下記の提出書類をもとに審査を行い、市が必要と認める場合に限り給付する。

提出書類については、利用者の希望だけでなく、なぜ通常タイプのもものでは利用者の自立支援のために十分でないのか、疾患名や状態像から個別の具体的な必要性等を明記する。必要に応じて、個別協議を開催し、給付の可否決定を行う。

【添付書類】※特殊機能付き福祉用具の購入を希望する場合

地域包括支援センター（要支援1・2）	居宅介護支援事業所（要介護1～5）
<ul style="list-style-type: none">・利用者基本情報・生活機能評価・介護予防サービス・支援計画書（原案）・支援経過記録 ※主治医、専門職、福祉用具業者等と協議した内容を反映・福祉用具販売計画書（原案）	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントシート・居宅サービス計画書 第1表、第2表（原案）・居宅介護支援経過 第5表 ※主治医、専門職、福祉用具業者等と協議した内容を反映・福祉用具販売計画書（原案）

その他

イ 過去に発出した通知(福祉用具の購入について)

2 同一種目の福祉用具を購入する場合は、福祉用具購入費の給付対象ではない。ただし次の場合においては、市が必要と認める場合に限り、給付対象とする。

(1) 福祉用具が破損した場合

通常の使用方法に則り使用していた福祉用具が、経年劣化で破損した場合など

(2) 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランの内容を大きく変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合など

(3) 特別な事情がある場合

災害を原因とする床上浸水等による流出や家屋倒壊による破損など

【添付書類】

- ・ 前回購入した同一種目の特定福祉用具の現状写真
- ・ 支援経過記録または居宅介護支援経過（同一種目の購入が必要な理由を記載したもの）

※浴槽台の複数購入（浴槽の内と外で使用）を希望されるケースが見られるが、厚生労働省の通知（老高初0331第2号）によると、浴槽内いす（浴槽台）は「浴槽内において利用することができるものに限る」と定義づけられているため、浴槽外で使用する分については、介護保険の給付対象外となる。

その他

イ 過去に発出した通知(福祉用具の貸与について)

同一種目の貸与は、認められない。ただし、アセスメントの結果から真に必要な場合は、事前に市へ相談する。

例) 歩行器を屋内、屋外と分けて使用したい

- ①本人または介護者ではタイヤの拭き取りが困難なため、屋内外で併用できない場合。
 - ②住環境により屋内用と屋外用でサイズ変更が必要な場合。
- 以上のような理由があれば、同一種目の貸与可能。

【相談先】

- ・ 要支援 1・2 → 地域包括ケア推進係
- ・ 要介護 1～5 → 介護認定係